

徳島大学医学部は、1943年に四国初の医学専門学校である徳島県立徳島医学専門学校としてスタートしました。1951年に徳島大学医学部医学科専門課程が設置され、毎年、定員の60名だけに入学が許される四国唯一の国立大学医学部として発展を続けてきました。1955年には大学院医学研究科が設置されました。1964年にはわが国唯一の医学部栄養学科が設置され、1969年に大学院栄養学研究科が設置されました。更に2001年には医学部保健学科、2006年には大学院保健科学教育部が設置され、全国でも極めてユニークな医学、栄養学、看護・保健医療学という、全人的医療の実践に必要な全ての領域を備えた、高度なチーム医療を担う人材の育成機関としての体制が確立しました。医学は単なる科学の一分野ではなく、多くの自然科学、生命科学に根差しており、その成果を医療を受ける人の立場に立って考える学問です。

徳島大学医学部の教育目標は、地域医療へ貢献できる人材育成にとどまらず、生命の摂理と病める人の病態を解明し、その研究成果をもとに新しい予防や治療法の開発に貢献できる人材、世界に情報を発信できる国際性とリーダーシップを兼ね備えた人材の育成です。私たちは「病める人の立場に立つ」というこの基本理念を胸に、皆様のご期待に添えるよう、未来を担う医療人の育成のため、今後ともなお一層の努力を続けたいと思います。

徳島大学は2004年に国立大学法人となり、自動努力による運営を年々求められております。医学の急激な進歩に伴う時代の要請に応えるための教育研究活動の充実には多大な経費を必要とし、安定した独自財政基盤の確保が求められています。

つきましては、何かとご出費の多い折から、誠に恐縮に存じますが、徳島大学医学部の教育研究における発展充実を実現するために、本趣旨をご高察のうえ、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

徳島大学医学部長

徳島大学医学部教育研究振興基金

一口5千円

この寄附金につきましては税制上の優遇措置があります。

この寄附金は任意ではございますが、格別のご協力をお願い申し上げます。

教育研究の目的等

徳島大学医学部は、医療・栄養・福祉に係る教育・研究・診療を通じて社会に貢献できる人材の育成を目的としています。

寄附金の使い方

徳島大学医学部の教育研究に必要な、実習実験機器の購入、教育研究環境の整備、管理運営などに使用させていただきます。

寄附の申込み手続き

「徳島大学医学部教育研究振興基金」へご寄附をいただける方は、右のQRコードよりお手続きが可能です。「徳島大学医学部教育研究振興基金」について、詳しくは下記URLをご覧ください。



<https://www.tokushima-u.ac.jp/med/contribution.html>

徳島大学医学部教育研究振興基金 検索

問い合わせ先

徳島大学蔵本事務部医学部総務課管理係
徳島市蔵本町3丁目18-15

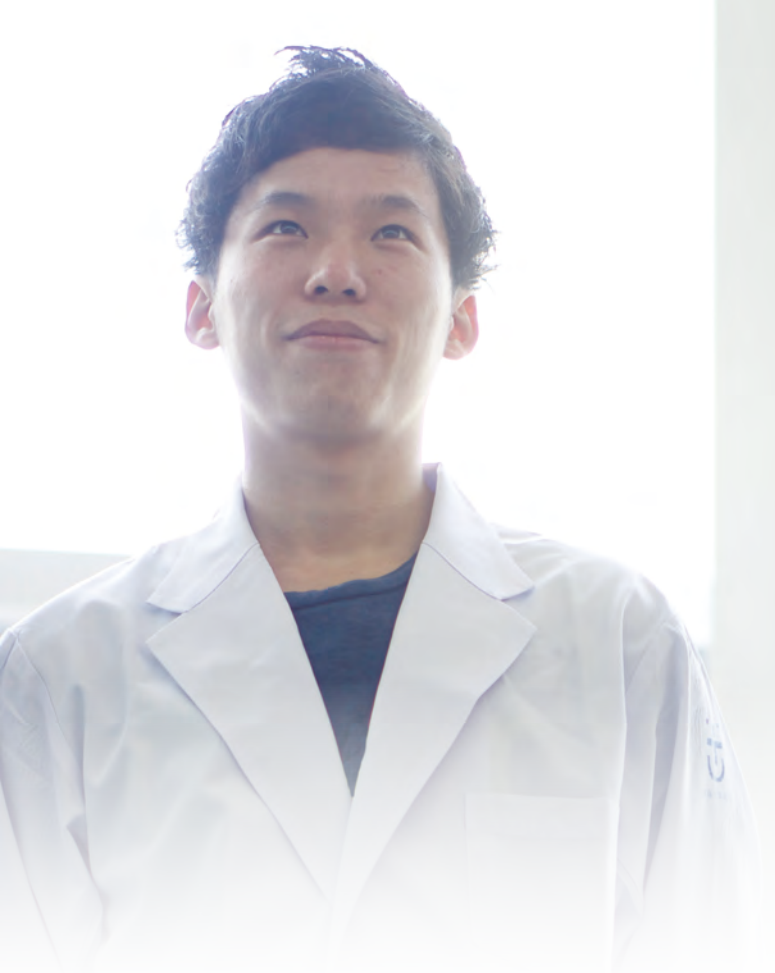
Tel: 088-633-9119

Fax: 088-633-9028

E-mail: isykanrik@tokushima-u.ac.jp

徳島大学医学部 教育研究振興基金への ご寄附のお願い





徳島大学医学部は、医学教育の発展・充実のため、教育・研究環境の整備を図ることを目的として、「徳島大学医学部教育研究振興基金」を設けています。企業や個人の皆様から広く寄附を受け入れて、徳島大学医学部の教育研究活動の様々な面で活用させていただきます。

徳島大学医学部は、1943年にその前身である徳島県立徳島医学専門学校が設立されてから80年を超える歴史を有し、全国的にも類を見ない医学科、医科栄養学科、保健学科を備え、毎年、多くの医師、管理栄養士、看護師、保健師、診療放射線技師、臨床検査技師や研究者を輩出している伝統のある学部です。徳島大学医学部の教育・研究の発展・充実のため、格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

寄附金の受入の制限

- 次に該当する寄附金は、受け入れることができません。
- 【寄附金を受け入れることによって財政負担が伴うもの】**
- 【寄附金を受け入れる場合に次の条件が付されているもの】**
- ・ 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること
 - ・ 寄附金による学術研究の結果得られた知的財産権などを寄附者に譲与し、または使用させること
 - ・ 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること
 - ・ 寄附申込み後、寄附者の意思により寄附金の全部または一部を取り消すことができること
 - ・ 医学部の教育研究及び業務に支障があると認められるもの

寄附金による税法上の優遇措置

- 寄附いただいた寄附金には、税法上の優遇措置があります。
- 【寄附者が会社など法人の場合】**
- ・ 寄附金の全額を損金に算入できます。
- 【寄附者が個人の場合】**
- ・ その年中に支出した寄附金額（総所得額等の40%を限度）から2千円を差し引いた額について、所得控除を受けることができます。
 - ・ 寄附をした翌年1月1日に徳島県にお住まいの方は、個人住民税の税額控除を受けることができます。

ご寄附をいただいた方への顕彰

- 「徳島大学医学部教育研究振興基金」へ寄附をいただいた皆様には、
- ・ ご芳名を医学部ホームページに掲載させていただきます。（希望されない場合はその旨を記載ください。）
 - ・ 50万円以上のご寄附をいただいた方には、徳島大学医学部長から感謝状を贈呈いたします。

